第二十四条第二項第六号中「前項第七号」の下に「又は第十号」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　前項第九号に該当するときは、氏名、生年月日、住所及び退職共済年金の支給の繰上げの請求をする旨を記載した書類

第二十四条第四項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による退職共済年金の決定を受けようとする者（その者が受給権を有していた法第十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に加給年金額が加算されていた場合を除く。）に加給年金額の対象者があるときは、第二項第四号から第六号まで（同項第四号にあつては、第一項第六号に該当する場合に限る。）に掲げる書類及びその他必要な書類を添えて事業団に提出しなければならない。

第二十六条に次の二項を加える。

3　法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が、同条第六項又は第七項の規定により当該退職共済年金の額の改定を受けようとするときは、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

4　前項の請求書には、第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第三十条の二の四を第三十条の二の五とし、第三十条の二の三第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項第三号中「前項第五号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳（繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢）に達したときにおいて、加給年金額の対象者があるときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

第三十条の二の三を第三十条の二の四とし、第三十条の二の二の次に次の一条を加える。

（繰上げ調整額支給事由非該当の届出等）

第三十条の二の三　繰上げ調整額が加算された法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるものを除く。）の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、遅滞なく、前条各号に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2　前項の届書を提出した退職共済年金の受給権者が六十五歳に達するまでの間において、障害の程度が再び障害等級に該当することとなつたときは、第三十条の二第一項の規定にかかわらず、遅滞なく、同項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。この場合における同項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「障害の原因となつた病気又は負傷の傷病名及び法第二十五条において準用する組合法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）」とあるのは「障害の程度が再び障害等級に該当することとなつた年月日」と、同項第五号中「その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との続柄」とあるのは「その者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨」とする。

3　前項の届書には、第三十条の二第二項各号（第二号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

2　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十条の二の三第一項」を「第三十条の二の四第一項」に改める。

○文部科学省令第十二号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第六条第一項並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第二条第一項第一号及び第三条第三号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　文部科学大臣　下村　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（在学期間の計算の特例等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に限る。）とする。

第五条第一項第二号中「及び中等教育学校の後期課程及び専修学校（第一条第一項第一号に掲げるものに限る。）」に改め、「第七条」の下に「第二項」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第七条の見出しを「（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）」に改め、同条第三項中「第一項の額」を「第二項の額」に、「（第一項」を「（同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第三条第三号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号に掲げるものとする。

第八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十五条中「第八条第三項及び第四項」を「第八条第二項及び第三項」に改める。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。